

令和8年度(令和7年分) 納入申込書の提出の手引き

1. 納入申込書(総括表・個人明細)を提出していただく方

令和7年中に従業員(パートタイム・アルバイト含む。)に給与等(給料・賃金・賞与等)支払した法人又は個人事業主です。

2. 個人明細書の作成対象者

令和7年中に給与等の支払を受けた方で以下の方が対象です。

- (1) 令和8年1月1日に給与等の支払を受けている方
- (2) 令和7年中に退職した方

3. 提出期限等

- (1) 提出期限

令和8年2月2日(月曜日)まで

ただし、円滑な事務処理のため、1月16日(金曜日)までの早期提出にご協力お願いします。

- (2) 提出先

本庁舎税務課及び北部庁舎窓口(税務課宛での郵送も可能です。)

- (3) 電子データによる提出について

前々年(令和6年)における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上である給与支払者はeLTAXまたは光ディスク等による提出が義務付けられています。

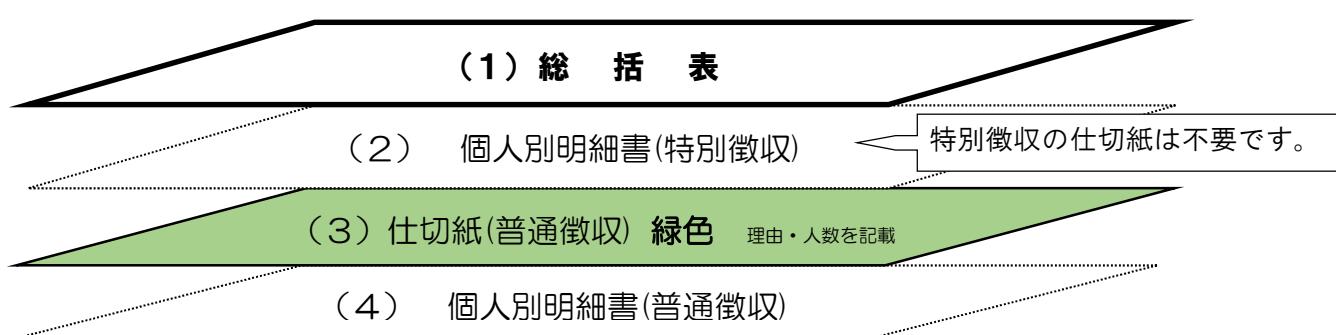
※eLTAX(エルタックス)とは・・・

インターネットを利用して地方税における手続きを電子的に行うシステムです。eLTAXを利用すると、郵送や市役所の窓口に出向くことなく、オフィスのパソコンからインターネットを通じて給与支払報告書を提出することができます。一括送信すれば、それぞれ該当の市町村および税務署へ自動で振り分けて提出するため、個別に郵送する等の手間が大幅に軽減できます。

詳しくはeLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

4. 提出方法・記載方法

下図の順に重ねてご提出ください。書類はクリップ等でまとめてご提出くださいますようお願いします。



(1) 総括表

同封の総括表を使用してください。魚沼市ホームページからダウンロードすることもできます。

(2)(4) 個人別明細書(特別徴収・普通徴収)

同封の記載例や国税庁作成の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご確認のうえ、作成してください。

裏面もご覧ください。

(3) 仕切紙(普通徴収)

特別徴収ができない従業員の方がいる場合は、普通徴収の仕切紙（緑色）を使用し、特別徴収分の給与支払報告書と区分して必ず提出してください。普通徴収の仕切紙が添付されておらず、理由別の人�数が確認できない場合には、全ての従業員を特別徴収の対象として取り扱いますので、ご注意ください。なお、普通徴収となるのは、以下のいずれかの理由に該当する場合です。

普 A 総従業員数が2人以下の事業所

※他の市区町村を含む事業所全体の給与受給者の人数から以下の普Bから普Eの理由に該当する対象者を除いた従業員数

普 B 他の事業所等(給与支払者)において、特別徴収が行われている方

※給与支払報告書(個人別明細)の乙欄に該当する方です。

普 C 給与の支払いが不定期または給与が少なく税額が引けない方

※給与支払い日の間隔が1ヶ月を超える方、短期雇用で給与の支払いが毎月ではない方などが対象となります。

普 D 個人事業主が確定申告等で申告している事業専従者

※希望により、特別徴収の方法による納入も可能です。

普 E 退職者及び退職予定者（5月末日まで）

5. 注意事項

- 用紙は必ず令和8年度用を使用してください。古い年度のものは使用しないでください。
- 事業専従者にあたる方は、摘要欄に「青色専従者」と記載してください。
- 提出した給与支払報告書に誤りがあった場合は、正しい内容で再度作成していただき、右上余白に朱書きで「訂正分」と記載のうえ、再提出してください。
- 給与支払報告書（個人別明細書）については、住民税額に影響する重要な書類となりますので、正確な記載をお願いします。また、記載漏れや誤記がないように十分にご注意ください。

【記載不備の主な事例】

- システム等印刷で作成した場合の印字ズレ
- 氏名フリガナ、生年月日の記載誤り・記載漏れ（外国人の方で通称名（日本名）使用されている場合は、本名と通称名の両方を記載してください）
- 16歳未満（年少）扶養の親族欄への記載漏れ
- 住宅借入金等特別控除可能額および居住開始年月日の記載漏れ
- 摘要欄への前職分給与額等の記載漏れ

6. 令和8年度に適用される主な税制改正について

○給与所得控除の見直し

給与収入金額が190万円以下の方の最低保障控除額が最大10万円引き上げられます。

○各種扶養控除等に係る所得要件の引き上げ

各種扶養控除等の適用を受ける所得要件が10万円引き上げられます。

○大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

従来より、納税義務者に、19歳以上23歳未満である特定控除対象扶養親族がいる場合、その納税義務者の前年の総所得金額等から所得税は63万円、住民税は45万円を控除することとされていましたが、合計所得金額が58万円を超える19歳から23歳未満の親族がいる場合においても、納税義務者が受けられる控除額が当該親族の合計所得金額に応じて遞減（徐々に減少していく）していく仕組みで新たに設けられます。

◆お問い合わせ先(送付先)◆

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島910番地

魚沼市役所 市民福祉部 税務課 市民税係

電話：025-792-9751 / FAX：025-792-5600